

山口建設安全教育センターからのお知らせ

石綿含有建材調査者講習はお済ですか？ 今なら間に合います！

解体・改修・各種設備工事の施工に際しては、事前に建築物の建材について石綿の含有の有無に関する調査を行い、労働基準監督署と山口県に対しその結果を報告する必要があります。令和5年10月1日からは、「建築物石綿含有建材調査者講習」を修了した方がその調査を行うことが義務化されます。施行間際になると受講希望者が殺到しますので、未取得の方はお早めに計画的に受講をしてください。

当センターでは、近隣の講習機関と比べ、安価な石綿含有建材調査者講習受講料を設定し、土日の2日間を受講日とし、負担を軽減して開催します

山口建設安全教育センターでは、講習機会の少ない現状を鑑み、この度山口労働局長の登録を得て、この講習を開催することになりました。4月以降順次開催しますので、受講されますようご案内します。

また、協会又は所属団体等で一定の受講希望者がありましたら、別途臨時に開催いたしますので、ご用命ください。

他にも建設業を行う上で必要とされる基本的知識に係る各種講習の開催を予定していますので、受講を希望される方はお問い合わせください。



| 事前調査結果報告の対象となる工事・規模 | | |
|----------------------------|-----------|----------------------------------|
| 工事の対象 | 工事の種類 | 報告対象となる範囲 |
| 全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む) | 解体 | 解体部分の床面積の合計が80㎡以上 |
| | 改修(※1) | 請負金額が税込み100万円以上 (材料費を含めた工事金額) |
| 特定の工作物(※3) | 解体・改修(※2) | |

※1 建築物の解体工事以外であって、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装外壁補修等で既存の躯体の一部除去・切断・破砕・研磨・穴あけ等を伴うもの

※2 定期改修や、法令に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含む

※3 以下の工作物が報告対象となります。事前調査自体は以下に限らずすべて必要です

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・冷暖房・排煙設備等を除く）

【講習内容】

石綿の有害性や関係する法令に関する知識、石綿含有建材の種類とその使われ方

現地での調査方法・分析方法、調査報告書の作成方法や労働基準監督署等への報告に関すること等についての内容となります

解体やリフォーム作業を行うためには、事前に建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者による事前調査を行い、その結果を労働基準監督署に報告することが必要ですが、ほかに、

- ① 作業に携わる作業員全員に対して石綿作業特別教育を行わなければなりません
- ② 作業員を指揮監督する石綿作業主任者を技能講習を修了した者から選任しなければなりません

令和5年4月開催予定講習

受講料は他社よりも低価格

石綿調査者講習はイチオシ

| 講習名 | 日時 | 会場 | 受講料・テキスト代(消費税込み) |
|--------------------------------------|---|--------------------------------|--|
| 一般建築物 石綿含有建材調査者講習 (山口労働局登録第2号) | 4月22・23日(土・日) 1日目 8:45~16:00 2日目(修了試験を含む) 8:50~16:50 | 山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062 | 全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円 |
| フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (助成金対象) | 4月19日(水) 9:00~16:30 | 山口南総合センター 山口市名田島1218-1 | 受講料 9,000円 テキスト代 946円 |
| 足場の組立て等作業特別教育 (助成金対象) | 4月24日(月) 9:00~16:20 | 下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8 | 受講料 7,000円 テキスト代 946円 |

令和5年5月開催予定講習

| 講習名 | 日時 | 会場 | 受講料・テキスト代(消費税込み) |
|-------------------------------|---|--------------------------------|--|
| 一般建築物 石綿含有建材調査者講習 | 5月20・21日(土・日) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~17:00 | 下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8 | 全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円 |
| フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (助成金対象) | 5月16日(火) 9:15~16:45 | 下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8 | 受講料 9,000円 テキスト代 946円 |
| 足場の組立て等作業特別教育 (助成金対象) | 5月26日(金) 9:00~16:20 | サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉5-5-22 | 受講料 7,000円 テキスト代 946円 |
| 石綿作業特別教育 (助成金対象) | 5月31日(水) | サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉5-5-22 | 受講料 7,000円 テキスト代 979円 |

令和5年度(R5.4~R6.3)は下記講習会を予定しております。

| 講習名 | 受講料(消費税込み) | テキスト代(消費税込み) | 開催予定(月) |
|---------------------------|----------------------------------|--------------|-----------------------------|
| 一般建築物石綿含有建材調査者講習 | 全科目受講35,000円 石綿作業主任者所持32,000円 | 5,181円 | 4・5・6・7・8・9 10・12・R6.2 |
| 石綿作業主任者技能講習(助成金対象) | 12,000円 | 2,013円 | 登録準備中(8・R6.2) |
| 石綿取扱い作業特別教育(助成金対象) | 7,000円 | 979円 | 5・7・9・11・R3.3 |
| フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(助成金対象) | 9,000円 | 946円 | 4・5・6・7・8・9・10・11・12・R6.2・3 |
| 足場の組立て等作業特別教育(助成金対象) | 7,000円 | 946円 | 毎月開催 |
| 酸欠・硫化水素危険作業特別教育(助成金対象) | 7,000円 | 1,210円 | 6・8 |
| 特定粉じん作業特別教育(助成金対象) | 7,000円 | 902円 | 5・12・R6.1 |
| 巻上げ機の運転業務別教育(助成金対象) | 7,000円 | 1,210円 | 10・R1.1 |
| 自由研削砥石取扱い作業特別教育(助成金対象) | 7,000円 | 913円 | 7・11 |
| 丸のこ取扱い作業安全教育 | 7,000円 | 1,210円 | 6 |
| 熱中症予防指導者・管理者研修 | 5,000円 | 1,793円 | 6月2回 |
| 職長・安全衛生責任者教育 | 12,000円 | 2,376円 | 9・12・R6.3 |

お問い合わせ・予約・申込先

山口建設安全教育センター
〒753-0056 山口市湯田温泉5丁目2-32-102
TEL・FAX: 083-902-1023
MAIL: ykak-c@dune.ocn.ne.jp

申込書の入手先

検索⇒ 山口建設安全教育センターfc2

HP: <https://yakac.web.fc2.com>

HPにアクセスし、申込パンナーからダウンロードしてください。

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講申込書

| | | | |
|--|--|-----------------|---|
| ※受付番号 | 講習開催日 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | 写真 (3.0×2.5cm) (6ヶ月以内撮影) 1枚を添付のこと |
| 氏名 | 姓 | 名 | 生年月日 |
| フリガナ | | | 年 月 日 |
| 本名 | | 電話番号(必ず連絡がつく番号) | |
| 旧姓・通名 併記希望者のみ記入 | | - | ※普通紙による カラーコピー は不可 |
| 現住所 | 〒 - | | |
| 受講資格 下記受講資格の内、該当する番号に○印を付け、必要書類添付・実務経験証明をしてください。 | | | 必要書類・実務経験 |
| 1 | 石綿作業主任者技能講習修了者 | | 左記修了証写し |
| 2 | 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者(「建築に関して」の実務経験には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。以下同じ。) | | 卒業証書写し 又は 卒業証明書 及び 下記実務経験証明 |
| 3 | 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職 大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者 | | |
| 4 | 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。) | | |
| 5 | 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者 | | |
| 6 | 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者 | | |
| 7 | 安衛法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の安衛法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業 主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者 | | 左記修了証写し及び 下記実務経験証明 |
| 8 | 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者 | | 下記実務経験証明 |
| 9 | 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者 | | 下記実務経験証明 |
| 10 | 安衛法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者 | | 下記実務経験証明 |
| 11 | 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者 | | 下記実務経験証明 |
| 12 | 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者 | | 左記登録証写し及び 下記実務経験証明 |
| 実務経験年数 | 年 月 ~ | 年 月 まで(年 月) | 免除の有無 有・無 |
| 所属事業場 | 事業場名 | 事業場電話番号 | |
| | 事業場所在地 | 〒 - | - |
| 事業主又は所属長 又は行政機関証明 ※事業主本人が受講の場合 元請又は同業者による証明 | 上の実務業経験に相違ないことを証明します。 事業場名・行政機関名 事業場所在地 役職・代表者氏名 | | ㊦ |
| 申込日 | 年 月 日 | | |

山口建設安全教育センター一長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

受講本人署名

- (注) 1 この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にて二重線を引き訂正すること。作業経験の訂正は証明印による訂正印を押印すること。(修正液等使用不可)
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この講習の事業以外では一切使用いたしません。
- 2 ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・住民票等)の写しを提出下さい。修了証明書へ旧姓・通名の併記を希望する場合は、戸籍謄本のほか、旧姓・通名を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
- 3 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
- 4 受講料は、受講日から7日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席は、返却いたしません
- 5 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けない)こと。普通紙によるカラーコピーは不可。
- 6 ※印の欄は記入しないこと。

| | | | | | | | | | |
|--------|-------|------|------|-----|---|-------|-------------|---------|------|
| ※試験成績表 | | | | | | ※合否の別 | ※修了証明書番号 | ※資格確認 | ※受付印 |
| 調査基礎Ⅰ | 調査基礎Ⅱ | 図面調査 | 現地調査 | 報告書 | 計 | | 第 号 | 担当者 担当者 | |
| | | | | | | 合・否 | ※修了証明書交付年月日 | | |
| | | | | | | | 年 月 日 | | |
| ※特記事項 | | | | | | | ※受講証明書番号 | | |
| | | | | | | | 第 号 | | |

